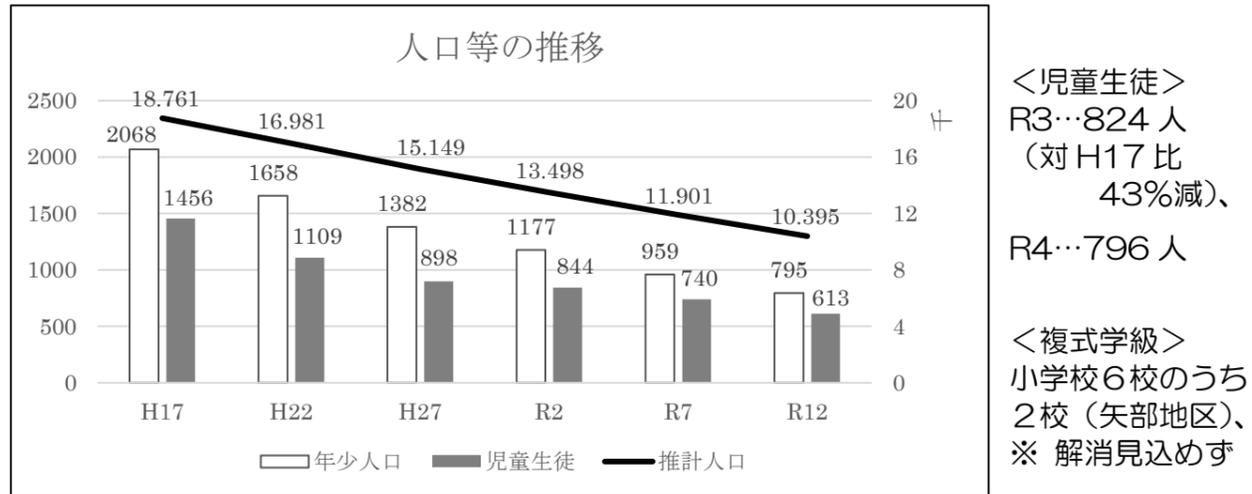


山都町学校規模適正化基本方針と義務教育学校の開設について

令和4年度説明会資料

1. 現状と課題



子どもの減少は、小・中学校の小規模化をもたらし、学校運営や教育効果等への様々な影響が考えられます。

一方、小・中学校の校舎等の施設は、老朽化が進んでおり、大規模改修等、施設整備の検討が必要な状況にあります。

※校舎の築年数(R4 現在)

約50年	40年超	35年超	30年超	20年超
清和小、清和中	潤徳小、蘇陽中	矢部小、矢部中	中島小、蘇陽小	蘇陽南小

2. 町学校規模適正化検討委員会における検討

以上の課題を解決するために、「山都町学校規模適正化検討委員会」(委員27人)を令和元年10月に設置し、8回にわたって検討され、令和3年3月に「山都町の学校規模適正化に関する報告書」を教育委員会に提出されました。

回数	協議内容等
第1回 ～第4回	少子、小規模校、学校施設等老朽化の現状や見直し確認 複式学級、新学習指導要領、小中一貫教育等の協議 これからの学校教育環境の在り方について協議
—	中島小、潤徳小の複式学級視察
第5回	学校教育の方向(学校規模、学校施設、教育内容)協議
第6回	小中一貫教育の実践等について協議
第7回	報告書の素案協議
第8回(R3.3.25)	報告書の確認(決定) → 教育委員会に提出

(報告書に示された5つの視点)

(1) 「子どものための教育環境整備」の視点を第一に

○可能な限り「複式学級」を設置しない学校規模を目安に、「切磋琢磨できる教育環境」の整備が重要で、コミュニケーション能力の育成の観点から学びの集団づくりが求められる。

(2) 全町的な視野に立ち、適切な優先順位に基づく学校規模適正化の推進

○学校施設の老朽化等、改善の必要性の高い学校から、計画的に整備を進めることが求められる。

(3) 子どもたちの通学条件、地域性に配慮した「学校適正化方針」の策定

○通学時間等、地域の特性に配慮すること。

(4) 地域の教育の実態を踏まえた教育課程・指導方法の工夫・改善

○義務教育学校等、教育課程・指導方法の改善に向けた新たな取り組みに強い関心。学習意欲を育てる工夫、学び方の学習訓練、ICT、地域の教育力の活用等により自分で考え行動する子どもを育てたい。

(5) 地域と学校の連携・協働の一層の推進

○コミュニティ・スクール等地域の教育力を活かした教育活動を推進し、学校と地域が連携して、地域の「モノ・ヒト・コト」を大切にする子どもを育てたい。

3. 山都町教育委員会における検討

山都町教育委員会では、「山都町の学校規模適正化に関する報告書」を尊重しながら、令和3年度に学校規模適正化の検討を行いました。

新学習指導要領への対応、児童数・生徒数の今後の予測、指導体制・学校運営、通学時間、地域との連携、学校施設の状況等について、教育委員会会議で協議するとともに現地確認・先進地視察等も行い、町長部局との協議を踏まえ、令和3年12月に「山都町学校規模適正化基本方針」を策定しました。

その概要は次のとおりです。

4. 山都町学校規模適正化基本方針の概要

山都町の子どもたちにとって、より望ましい教育環境づくりを進めるため、次の方針を定めました。

【方針1】児童生徒数の減少に対応し、教育環境の一層の向上に努めます

○一定規模の児童生徒数を確保するとともに、指導体制・学校運営体制を整備し、新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育環境の充実を図ります。

【方針2】通学時間は1時間以内を基本とします

○児童生徒の通学時間の心身への影響を考慮し、スクールバスを活用しながら片道1時間以内の通学時間とします。

【方針3】地域との連携を深めます

○コミュニティ・スクール等地域の教育力を活かした教育活動の充実を図り、児童生徒の郷土愛を育むとともに、地域と一緒に学校課題へ取り組みます。

【方針4】学校施設の老朽化に対応します

○良好な教育環境の整備のため、今後予想される大規模改修等への対応を行います。

【方針5】町内小中学校就学先の選択幅を拡大します

○一定条件のもと、町内小中学校の就学先選択の幅を持たせ、各学校での魅力ある学校運営、学校内外での切磋琢磨、学校情報の発信力向上等、教育活動の活性化につなげます。

以上の方針を踏まえて、小・中学校の再編を次のとおり行います。

**3地区（矢部・清和・蘇陽）それぞれの
小・中学校を統合し、3地区それぞれに
義務教育学校の開設を進めます。**

（義務教育学校とは）

義務教育学校は、小中一貫のさらなる充実を求めて、平成27年の学校教育法の改正により制度化された学校です。

義務教育学校では、小・中学生が同じ校舎で学び、義務教育の9年間を見通した教育を行います。また、9年間をブロックに分け（例：1年生～4年生、5年生～7年生、8年生～9年生）、各ブロックで目指す児童生徒の姿を明確にすることで、一貫した学びの充実を図ります。小学校から中学校に進学する際に懸念される、「中一ギャップ」の解消等にも効果が期待されます。また、教科の専門等バランスの取れた教職員を配置することができ、小学校段階から、専門教科の先生による授業を取り入れることが可能です。

5. 全体の流れ

義務教育学校は、まず清和地区を、次に矢部地区、その後に蘇陽地区の開設を目指します。

清和小及び清和中の校舎等は、特に老朽化が進んでおり、安全な教育環境を確保するために、清和地区の義務教育学校の整備に取り組み、令和9年度の開設を目標とします。

その後、清和地区の義務教育学校の教育効果等の検証を行い、複式学級のある矢部地区を、そして蘇陽地区と、順次、義務教育学校を開設する方針です。

6. 今後のスケジュール

令和4年度

5-7月 住民説明会・PTA等への説明（全町において実施）

9月 清和地区義務教育学校準備委員会の設立

※構成員：保護者の代表者、学校の代表者、地域の代表者等

3月 清和地区義務教育学校にかかる基本構想・基本計画の策定